

## 茨城県保育所設置認可等要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号。以下「条例」という。）、その他の法令に定めるもののほか、県内の保育所の設置認可等に当たって必要な手続等を定め、もって県内の保育所の適正配置その他当該保育所の事業の健全なる進展を図るものである。

### 第2 保育所設置認可の方針

- 1 保育所の設置に当たっては、県が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第62条に基づき定めた計画及び市町村が支援法第61条に基づき定めた計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）に適合することを原則とするものとする。
- 2 保育所の計画承認及び設置認可の申請があった場合は、市町村子ども・子育て支援事業計画に適合することを確認するため、当該保育所が設置する予定の市町村に対し、保育所の設置認可に関する意見書の提出を求めることとする。

### 第3 保育所設置認可申請に係る審査等

#### 1 審査の基準

##### (1) 定員

保育所の定員は、20人以上であること。

##### (2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、条例で定める基準（保育所に係るものに限る。以下「最低基準」という。）に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準によって審査を行う。

##### (3) 社会福祉法人又は学校法人以外の者による設置認可申請

社会福祉法人又は学校法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、最低基準に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準によって審査を行う。なお、その際の基準については、以下のとおりとする。

#### ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の（ア）及び（イ）のいずれも満たすも

のをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、(ウ)も満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)に定められた要件を満たしている場合には、この限りでない。

(イ) 保育所の当初の運営資金として、当該保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員は、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について学識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営担当役員者に保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

## 2 認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、次の条件を付するものとする。

- (1) 最低基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める経理区分ごとに、第12号様式の積立金・積立資産明細表を作成すること。  
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び第13号様式の借入金明細書、及び第14号様式の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (5) 毎会計年度終了後3月以内に、第1号様式による保育所を経営する事業に係る現況報告書に、次に掲げる書類を添付して、知事に対して2通提出すること。
  - ア 前会計年度末における貸借対照表
  - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
  - ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書  
ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における第12号様式の積立金・積立資産明細書  
また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、第13号様式の借入金明細書、第14号様式の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- (6) 保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができること。
- (7) (6)の命令を受けた当該保育所がこれに従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあること。
- (8) (7)の命令を受けた当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

## 第4 保育所設置の認可申請等

### 1 保育所設置の認可申請

#### (1) 計画承認申請書の提出

施設及び設備の整備を行い保育所を設置しようとする者は、様式第2号による申請書を、別に定める日までに2通（正本及び副本）提出しなければならない。

#### (2) 認可申請書の提出

法第35条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第37条第2項及び第3項の規定により、保育所の設置の認可を受けようとする者は、別に定める日までに第3号様式による認可申請書を、知事に3通（正本1，副本2）提出しなければならない。

### 2 保育所設置の届出

法第35条第3項及び規則第37条第1項の規定により、保育所を設置しようとする市町村は、あらかじめ第4号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

### 3 公私連携型保育所の設置の届出

法第56条の8第3項の規定により、公私連携型保育所を設置しようとする者は、あらかじめ第5号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

### 4 保育所の廃止又は休止の承認申請

法第35条第12項及び規則第38条第2項の規定により、保育所を廃止又は休止しようとする者は、その廃止又は休止の日の3月前までに、第6号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

### 5 保育所の廃止又は休止の届出

法第35条第11項及び規則第38条第1項の規定により、保育所を廃止又は休止しようとする市町村は、その廃止又は休止の日の3月前までに、第7号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

## 第5 内容変更の届出

保育所の設置者は、次の表の左欄に記載する事項を変更しようとする場合、あるいは変更した場合には、同表の中欄に記載する時期までに、同表の右欄に記載する様式による届出書を知事に提出しなければならない。

なお、市町村以外の者が設置する保育所については、当該保育所の設置市町村へ提出を行い、市町村は、変更内容を確認の上、知事へ提出すること。

事項	提出期限	届出書様式
名称及び位置	変更後1月以内	第8号様式
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	あらかじめ	第9号様式
運営の方法（事業の運営についての重要事項に関する規程）	あらかじめ	第10号様式
設置法人の名称，所在地及び代表者	変更後1月以内	第8号様式
経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴	あらかじめ	第11号様式

#### 第6 既設の保育所に対する指導

この要綱の施行前既に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、第3の2（1）から（5）までに掲げる基準を満たすよう指導するものとする。

#### 第7 施行期日

この要綱は、平成13年1月31日から施行する。

この要綱は、平成23年3月9日から施行する。

この要綱は、平成23年11月2日から施行する。

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。



(2面)

施設長	保育所名		氏名	就任年月日	年齢	法令等に定める資格の有無			
実務担当幹部職員	保育所名		氏名	就任年月日	年齢	法令等に定める資格の有無			
理事会等	開催年月日	出席者数	決議事項						
運営委員会等									
不動産の所有状況・平成3月31日現在	所在地		面積	評価額(千円)	担保提供状況				
					提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	基本財産については所轄庁の承認の有無
	土地	基本財産 運用財産 公益事業財産 収益事業財産							
建物	基本財産 運用財産 公益事業財産 収益事業財産								

(3面)

平成 年 月 日

平成 年度の主な事業報告

設置主体名：

保育所を経営する事業

その他の事業



(4面)

設置主体名：

財 産 目 録 (保育所を經營する事業)

I 資産の部				円
1 基本財産				円
(内 訳)				
(1) 土地				
〇〇市〇〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆				m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup> 単位	円	総額		円
(2) 建物				
〇〇市〇〇〇丁目〇〇番所在の建物				円
(3) その他				円
2 運用財産				円
(内 訳)				
(1) 建築自己資金				円
(2) 運転資金				円
(3) 法人事務費				円
(4) 什器備品				円
II 負債の部				円
III 差引正味財産				円

(5面)

貸借対照表(保育所を経営する事業)

平成 年 月 日 (単位:千円)

	資産の部		負債の部	
		決算額		決算額
決算状況	流動資産		流動負債	
	固定資産		固定負債	
	基本財産			
	その他の固定資産		負債の部合計	
		純資産の部		
		基本金		
		国庫補助金等特別積立金		
		その他の積立金		
		次期繰越活動収支差額		
		純資産の部合計		
	資産の部合計		負債の部及び純資産の部合計	

(6面)  
監事監査意見書

平成 年 月 日

設置主体名○○○○○  
代表者名 ○○ ○○ 殿

以上、平成 年度の（設置主体名）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（損益計算書）及び積立預金明細表については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、・・・・・・と認めます。

監事 印

監事 印

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「備考」欄は、記入しないこと。
- 3 「事業」の「その他」欄は、定款等未記載事項を実施している場合又は定款等記載事項の未実施の場合に、その現況と定款等変更申請予定等について記入すること。
- 4 役員等の定数欄の（ ）内には、現員を記入すること。
- 5 「理事会等への出席回数」欄には、前年度において理事会、運営委員会等に現に出席した回数（代理、書面等による参加を除く。）を記入すること。なお、学校法人については、運営委員会については、空欄で可。
- 6 不動産の所有状況の評価欄には、帳簿価格を記入すること。ただし、担保提供している不動産については、担保提供時の評価額を記入すること。
- 7 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番）の枚数を増加し、この様式に準じた報告書を作成すること。
- 8 記名押印に代えて署名することができる。
- 9 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 前会計年度末における貸借対照表（設置主体全体のもの）
  - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書（設置主体全体のもの）
  - (3) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立預金明細表（学校法人会計基準及び企業会計基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における第12号様式による積立金・積立資産明細表によることができる。また、この場合、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、第13号様式の借入金明細書、第14号様式の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書）

(第2号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

設置者名

所在地

代表者氏名

印

保育所設置計画承認申請書

児童福祉法第39条に基づく保育所を設置したいので、計画概要について関係書類を添えて提出いたします。

(添付書類)

- 1 設立趣意書
- 2 設置施設概要（別紙1）
- 3 理事会の議事録等（施設設置に係る理事会等の決議録謄本）
- 4 設置者の概要、沿革及び登記事項証明書
- 5 代表者の履歴書
- 6 設置者の資産調書（既設法人については、直近の財産目録、既設法人以外については、土地、建物、預金並びにその他重要な財産に関する権利を証明する書類等）
- 7 児童福祉法第35条第5項に規定する基準に該当しない旨の証明書（別紙2）
- 8 施設予定地周辺の地図
- 9 園地、園舎等の配置図及び平面図（各部屋の名称及び面積等を記載すること。）
- 10 施設設置に要する経費・財源調書（別紙3）
- 11 開所予定日までのスケジュール表
- 12 その他知事が必要と認める書類

(第3号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名  
所在地  
代表者氏名 印

児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

児童福祉法第35条第4項並びに児童福祉法施行規則第37条第2項及び第3項の規定に基づき、下記施設の設置を認可されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の種類 保育所
- 2 施設の名称
- 3 施設の位置
- 4 定員 人  
(0歳児 人, 1歳児 人, 2歳児 人, 3歳児 人, 4歳児 人, 5歳児 人)
- 5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 6 運営の方法（運営についての重要事項に関する規程）
- 7 職員の構成
- 8 収支予算書
- 9 事業開始予定年月日

(添付書類)

- \*設置主体別の必要書類は別紙4のとおり。
- \*用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(第4号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長名 印

児童福祉施設（保育所）設置届

児童福祉法第35条第3項及び児童福祉法施行規則第37条第1項の規定に基づき、下記の児童福祉施設（保育所）を設置するので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の種類 保育所
- 2 施設の名称
- 3 施設の位置
- 4 定員 人  
(0歳児 人, 1歳児 人, 2歳児 人, 3歳児 人, 4歳児 人, 5歳児 人)
- 5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 6 運営の方法 (運営についての重要事項に関する規程)
- 7 職員の構成
- 8 収支予算書  
平成 年度 市町村予算書抄本
- 9 事業開始予定年月日

(添付書類)

- 1 保育所設置条例, 施行規則
- 2 最低基準調書 (別紙5)
- 3 特定教育・保育施設等の状況等について (別紙8)
- 4 設立の沿革及び趣旨書
- 5 市町村内の幼児関係施設の管内地図 (保育所, 認定こども園, 幼稚園, 地域型保育事業及び認可外保育施設の位置, 定員をすべて明記すること)
- 6 その他  
\*用紙の大きさは, 日本工業規格A列4番とすること。

(第5号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名  
所在地  
代表者氏名 印

公私連携型保育所設置届

児童福祉法第56条の8第3項の規定に基づき、下記の施設を設置するので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の種類 保育所
- 2 施設の名称
- 3 施設の位置
- 4 定員 人  
(0歳児 人, 1歳児 人, 2歳児 人, 3歳児 人, 4歳児 人, 5歳児 人)
- 5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 6 運営の方法 (運営についての重要事項に関する規程)
- 7 職員の構成
- 8 収支予算書
- 9 事業開始予定年月日

(添付書類)

- \*設置主体別の必要書類は別紙4のとおり。その他、児童福祉法第56条の8第2項により市町村と締結した協定書を添付すること。
- \*用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



(第6号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名  
所在地  
代表者氏名 印

児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認申請書

年 月 日 第 号により設置の認可を受けた施設について、下記のとおり廃止（休止）したいので、児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法施行規則第38条第2項の規定の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の種類 保育所
- 2 施設の名称
- 3 施設の位置
- 4 廃止又は休止の理由
- 5 入所中の児童の処置
- 6 廃止の場合は廃止の期日及び財産の処分方法
- 7 休止の場合は予定期間
- 8 当該年度の決算（見込）書

\*用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(第7号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長名 印

児童福祉施設（保育所）廃止（休止）届

年 月 日 第 号により設置の届出を行った施設について、下記のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第35条第11項及び児童福祉法施行規則第38条第1項の規定の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の種類 保育所
- 2 施設の名称
- 3 施設の位置
- 4 廃止又は休止の理由
- 5 入所中の児童の処置
- 6 廃止の場合は廃止の期日及び財産の処分方法
- 7 休止の場合は予定期間
- 8 当該年度の決算（見込）書

\*用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(第8号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名  
所在地  
代表者氏名 印

保育所の名称等変更届

年 月 日付け 第 号で認可された（設置の届出を行った）  
保育所について、下記のとおり変更したので、児童福祉法施行規則第37条第5項により  
関係書類を添えて届け出ます。

記

1 保育所の名称及び所在地

名称

所在地

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- ・名称及び位置の変更：（公立）条例等の写し，（私立）理事会等の議事録写し
- ・設置法人の名称，所在地及び代表者の変更：法人登記簿謄本の写し

(第9号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名

所在地

代表者氏名

印

### 保育所の規模構造変更届

年 月 日付け 第 号で認可された（設置の届出を行った）保育所の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面を下記のとおり変更するので、児童福祉法施行規則第37条第6（4）項により関係書類を添えて届け出ます。

#### 記

#### 1 保育所の名称及び所在地

名称

所在地

#### 2 変更の内容

#### 3 変更の理由

#### 4 添付書類

(1) 規模構造変更調書（別紙9）

(2) 最低基準調書（別紙10）

(3) 配置図及び平面図（建築士等の作成した図面であること。配置図には屋外遊戯場を表示し、平面図には各部屋ごとに面積を表示すること。）

(4) 建築基準法の規定による建築確認申請書の写し（同法の適用を受ける場合に限る。）

(第10号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名

所在地

代表者氏名

印

保育所の運営の方法に係る変更届

年 月 日付け 第 号で認可された（設置の届出を行った）  
保育所について、下記のとおり変更するので、児童福祉法施行規則第37条第6（4）  
項により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 保育所の名称及び所在地

名称

所在地

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

事業の運営についての重要事項に関する規程（変更後）

(第11号様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

設置者名

所在地

代表者氏名

印

### 保育所の施設長等変更届

年 月 日付け 第 号で認可された（設置の届出を行った）  
保育所について、下記のとおり変更するので、児童福祉法施行規則第37条第6（4）  
項により関係書類を添えて届け出ます。

#### 記

1 保育所の名称及び所在地

名称

所在地

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- ・施設長の変更：（公立）履歴書，保育士証若しくは所長研修会等の修了証書の写し  
（私立）上記に加え，理事会等の議事録の写し

(第12号様式)

## 積立金・積立資産明細表

自            年            月            日  
至            年            月            日

拠点区分 \_\_\_\_\_

(単位：円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
〇〇積立金					
△△積立金					
××積立金					
合 計					

(単位：円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
〇〇積立資産					
△△積立資産					
××積立資産					
合 計					







(別紙1)

設 置 施 設 概 要 (計画承認申請用)

- 1 保育所名
- 2 設置主体名
- 3 経営主体名
- 4 所在地
- 5 定 員 人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

※初年度の利用定員が認可定員と異なる見込みの場合には、以下に記載すること。

利用定員 人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

6 建物の構造

(1) 建 物

構造		耐火構造	
階数		整備資金	

※自己所有以外の場合には、以下についても記載すること。

契約形態		相手方	
期間		賃料	

(2) 設 備

室 名		適合状況	室数	延床面積	最低基準面積等
乳 児 室		/		m <sup>2</sup>	1.65 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>
ほ ふ く 室				m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>
小 計			(適・否)		m <sup>2</sup>
保 育 室		/		m <sup>2</sup>	1.98 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup>
内 訳	2歳児室			m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合 (適・否) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合 (適・否)
	3歳児室			m <sup>2</sup>	
	4歳児室			m <sup>2</sup>	
	5歳児室			m <sup>2</sup>	
遊 戯 室				m <sup>2</sup>	
小 計		(適・否)		m <sup>2</sup>	
調 理 室				m <sup>2</sup>	調理員専用便所 (有・無)
医 務 室				m <sup>2</sup>	
調 乳 室				m <sup>2</sup>	
沐 浴 室				m <sup>2</sup>	沐浴設備 (有・無)
一時保育用保育室				m <sup>2</sup>	
子 育 て 支 援 室				m <sup>2</sup>	
放課後児童健全育成事業室				m <sup>2</sup>	
事 務 室				m <sup>2</sup>	
児 童 用 便 所				m <sup>2</sup>	便器数 (大: 小: )
職 員 休 憩 室				m <sup>2</sup>	保育士休憩室 (有・無)
				m <sup>2</sup>	調理員休憩室 (有・無)
そ の 他				m <sup>2</sup>	
合 計				m <sup>2</sup>	

※乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室については，有効面積を記載すること。

7 土地の状況

(1) 面積

建築面積	m <sup>2</sup>	
屋外遊戯場	m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup> (適・否)
駐 車 場	m <sup>2</sup>	保護者用駐車場 台
そ の 他	m <sup>2</sup>	
合 計	m <sup>2</sup>	

(2) 所有形態

用途	所在地 (市町村, 大字, 地番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者名	取得方法	取得時期
合計						

※自己所有以外の場合には，取得方法欄に，契約形態（賃貸借，地上権等）を記載し，取得

時期欄に、契約期間を記載すること。

8 備品・遊具の状況

備 品		屋内遊具		屋外遊具	
品名	数量	品名	数量	品名	数量

※購入予定の主な備品等を記載すること。

9 職員の状況

(1) 施設幹部職員について

職名	氏名	年齢	資格取得年月日	経験年数	給与（本俸）
施設長					
主任保育士					

※施設長及び主任保育士のみ記載すること。

※経験年数は、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び地域型保育育事業の経験年数を記載すること。

※履歴書を添付すること。

(2) 職員配置予定数

		定員 (人)	職 員 数			備考 (定数と現員の差 等について)
			保育士 1人当たり	定 数 (人)	現 員 (人)	
所 長						
保 育 士	0 歳 児		3 : 1			
	1 ~ 2 歳 児		6 : 1			
	3 歳 児		20 : 1			
	4 歳 以上 児		30 : 1			
	小 計					
	休憩保育士					
計						
調 理 員 等	調 理 員					
	そ の 他					
	計					
合 計						
嘱 託 医						

[注1] 年齢別保育士定数は、各年齢別保育士数第1位まで計算し（第2位切り捨て）、合計を四捨五入する。

[注2] 短時間保育士を基準保育士として導入している場合には、短時間勤務保育士については実人員数ではなく、常勤保育士見合いの員数を記入すること。

なお、常勤保育士見合いの数とは（常勤保育士に代えて充てた短時間保育士の

所定労働時間数の合計÷常勤保育士の所定労働時間数)の端数を切り捨てた数以下の員数とすること。

1 0 給食の提供方法について

- ・自園調理
- ・業務委託(委託先: )
- ・外部搬入(委託先: )

1 1 開所予定年月日

平成 年 月 日

1 2 開所時間

午前 時 分 ~ 午後 時 分  
うち延長保育時間

1 3 休園日

1 4 実施予定の特別事業等 ※該当する事業(自主事業を含む。)に○をつけること。

放課後児童健全育成事業, 地域子育て支援拠点事業, 一時預かり事業, 病児保育事業, 延長保育,  
休日保育

(別紙2)

児童福祉法第35条第5項に規定する保育所の設置の認可に係る

欠格事由に該当しない旨の証明書

法人の役員等が次のいずれにも該当しないことを証明します。

なお、本証明について、虚偽の事実が判明した場合には、認可を取り消されても異議はありません。

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

※記名・押印又は署名(自署)

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ハ 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ニ 法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む)。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 法第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定によ

る保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないもの。

ト 法第 46 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 58 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として 厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 35 条第 12 項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないもの。

チ へに規定する期間内に法第 35 条第 12 項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しない者。

リ 認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

施設設置に要する経費・財源調書

単位：千円

区分	取得等年度	年度		年度		開設年度		年度		所要経費 合計	支 払 計 画 (支 払 時 期)
		所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳		
設 置 経 費	園 地  (うち造成費)	( )	取得面積 m <sup>2</sup> 買取先 外 ○ 名								
	園舎建設費	園 舎		建築面積 m <sup>2</sup> 構造							
		その他施設費		建築面積 m <sup>2</sup> 構造							
	園舎建設費合計										
	備品・遊具等										
	その他										
	計										
経常的経費											
合計											

- (注) 1 経常的経費は、保育所の運営に要する一般生活費、人件費及び管理費等の合計額を記入すること。  
 2 園舎及びその他施設費に借入金を充てる場合には、別紙3-2を添付すること。  
 3 設置経費は、特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。



負債償還計画表

単位：千円

区分	借入先	当初借入金 額	借入 年月日	返済期間及 び利率	申請前年度 末までの償 還額	申請前年度 末現在の残 高	借入金に対する返済計画（元金償還額+利息支出額）						借入金の使途 等	
							申請年度	開設年度	年度	年度	年度	年度		
申請前年度末の負債残高	福祉医療機 構等	千円	○年 ○月○日	○年 % (据置 年)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	使途： 抵当：
	○○銀行													
	小計													
申請年度以降の借入予定														
	小計													
合 計 (A)														
年度末残高（元金+利息）														
収 入 (B)														
収入に対する負債償還額（元金+利息）の割合 A/B							%	%	%	%	%	%	%	%

- (注) 1 法人全体の負債(申請年度以後に予定している負債,短期借入金等を含む。)についての償還計画を年度毎に記入すること。  
 2 負債の償還が完了する年度まで欄を追加して作成すること（銀行等が作成した償還計画でも可）。  
 3 「借入金に対する返済計画」の欄には、元金償還額と利息支出額の合計額を記載すること。  
 4 「収入に対する負債償還額（元金+利息）の割合」の欄は、小数点第1位（小数点第2位切り捨て）まで記入すること。

(別紙4)

保育所設置認可申請に必要な書類

	添付書類の内容	社会福祉法人	学校法人	その他の法人
1	設置者の履歴書	○	○	○
2	設置者の身分証明書	○	○	○
3	設置者の印鑑登録証明書	○	○	○
4	法人登記簿謄本	○	○	○
5	定款・寄付行為	○	○	○
6	財産目録	○	○	○
7	最低基準調書(別紙5)	○	○	○
8	施設の案内図	○	○	○
9	建物の配置図・各階平面図・立面図	○	○	○
10	建物内外主要部分の写真	○	○	○
11	建築確認通知書及び検査済証の写し	○	○	○
12	建物の登記簿謄本又は使用の権利を証する書類	○	○	○
13	土地の公図	○	○	○
14	土地の所在図	○	○	○
15	土地の地積測量図	○	○	○
16	土地の登記簿謄本又は使用の権利を証する書類	○	○	○
17	運用財産(預金残高証明書等)	—	—	○
18	収支決算書(直近過去3か年分)	—	—	○
19	事業計画書	○	○	○
20	収支予算書	○	○	○
21	就業規則	○	○	○
22	育児休業及び育児短時間勤務に関する規則	○	○	○
23	経理規程	—	○	○
24	給与規程	○	○	○
25	旅費規程	—	○	○
26	運営についての重要事項に関する規程(管理規程等)	○	○	○
27	職員の履歴書	○	○	○
28	職員の資格証明書(見込証明書)の写し	○	○	○
29	調理業務委託契約書	△	△	△
30	設立の沿革及び趣旨書	○	○	○
31	理事会等議事録	○	○	○
32	法人役員等一覧表(別紙6)	○	○	○
33	児童福祉法第35条第5項に規定する基準に該当しない旨の証明書(別紙2)	○	○	○
34	運営委員会等委員一覧表(別紙7)	—	—	○
35	運営委員会等の規約	—	—	○
36	その他	△	△	△

[注] ○は添付、△は必要に応じて添付。

(別紙5)

最低基準調書 (設置認可申請用)

- 1 保育所名
- 2 設置主体名
- 3 経営主体名
- 4 所在地
- 5 定員 人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

※初年度の利用定員が認可定員と異なる見込みの場合には、以下に記載すること。

利用定員 人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

- 6 建物の構造
- (1) 建物

構造		耐火構造	
階数		整備資金	

※自己所有以外の場合には、以下に記載すること。

契約形態		相手方	
期間		賃料	

(2) 設 備

室 名		適合状況	室数	延床面積	最低基準面積等
乳 児 室		/		m <sup>2</sup>	1.65 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>
ほ ふ く 室				m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>
小 計			(適・否)		m <sup>2</sup>
保 育 室		/		m <sup>2</sup>	1.98 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup>
内 訳	2歳児室			m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合 (適・否) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合 (適・否)
	3歳児室			m <sup>2</sup>	
	4歳児室			m <sup>2</sup>	
	5歳児室			m <sup>2</sup>	
遊 戯 室				m <sup>2</sup>	
小 計		(適・否)		m <sup>2</sup>	
調 理 室				m <sup>2</sup>	調理員専用便所 (有・無)
医 務 室				m <sup>2</sup>	
調 乳 室				m <sup>2</sup>	
沐 浴 室				m <sup>2</sup>	沐浴設備 (有・無)
一時保育用保育室				m <sup>2</sup>	
子 育 て 支 援 室				m <sup>2</sup>	
放課後児童健全育成事業室				m <sup>2</sup>	
事 務 室				m <sup>2</sup>	
児 童 用 便 所				m <sup>2</sup>	便器数 (大: 小: )
職 員 休 憩 室				m <sup>2</sup>	保育士休憩室 (有・無)
				m <sup>2</sup>	調理員休憩室 (有・無)
そ の 他				m <sup>2</sup>	
合 計				m <sup>2</sup>	

※乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室については，有効面積を記載すること。

7 土地の状況

(1) 面積

建 築 面 積	m <sup>2</sup>	
屋外遊戯場	m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup> (適・否)
駐 車 場	m <sup>2</sup>	保護者用駐車場 台
そ の 他	m <sup>2</sup>	
合 計	m <sup>2</sup>	

(2) 所有形態

用途	所在地 (市町村, 大字, 地番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者名	取得方法	取得時期
合計						

※自己所有以外の場合には、取得方法欄に、契約形態（賃貸借、地上権等）を記載し、取得時期欄に、契約期間及び賃借料を記載すること。

8 備品・遊具の状況

備 品		屋内遊具		屋外遊具	
品名	数量	品名	数量	品名	数量

9 職員の状況

(1) 職員の構成

職名	氏名	年齢	資格取得年月日	経験年数	給与(本俸)	勤務時間
施設長 主任保育士						

※勤務時間については、常勤職員については「常勤」と記載し、非常勤職員については、勤務時間数を記載すること。

※経験年数は、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業の経験年数を記載すること。

(2) 職員配置の適合状況

		定員 (利用児童数 (人))	職員数		備考 (定数と現員の差等について)
			保育士 1人当たり	定数 (人)	
所 長					
保 育 士	年 齢 別	0 歳 児	3 : 1		
		1 ~ 2 歳 児	6 : 1		
		3 歳 児	20 : 1		
		4 歳 以上 児	30 : 1		
		小 計			
	休憩保育士				
計					
調 理 員 等	調 理 員				
	そ の 他				
	計				
合 計					
嘱 託 医					

[注1] 年齢別保育士定数は、各年齢別に少数第1位まで計算し(第2位切り捨て)、合計を四捨五入する。

[注2] 短時間保育士を基準保育士として充てる場合には、短時間勤務保育士については実人員数ではなく、常勤保育士見合いの員数を記入すること。なお、常勤保育士見合いの数とは(常勤保育士に代えて充てた短時間保育士の所定労働時間数の合計÷常勤保育士の所定労働時間数)の端数を切り捨てた数以下の員数。

1 0 給食の提供方法について

- ・自園調理
- ・業務委託 (委託先: \_\_\_\_\_)
- ・外部搬入 (委託先: \_\_\_\_\_)

1 1 開所時間

午前 時 分 ~ 午後 時 分  
うち延長保育時間

1 2 休園日

1 3 実施予定の特別事業等 ※該当する事業(自主事業を含む。)に○をつけること。

放課後児童健全育成事業, 地域子育て支援拠点事業, 一時預かり事業, 病児保育事業, 延長保育, 休日保育

(別紙6)

法人役員等一覧表

役職	氏名	委員の資格等 (該当に○)				他の法人等の代表者への就任状況		備考
		学識経験者	保育サービス利用者	実務担当幹部職員	その他	有無	法人名等	

注) 役員すべての履歴書 (特に福祉関係業務に携わった経歴を具体的に記入) を添付すること。

(別紙7)

運 営 委 員 会 等 委 員 一 覧 表

役職	氏名	委員の資格等 (該当に○)				他の法人等の代表者への就任状況		備考
		学識経験者	保育サービス利用者	実務担当幹部職員	その他	有無	法人名等	

注) 委員全ての履歴書 (特に福祉関係業務に携わった経歴を具体的に記入) を添付すること。



(別紙8)

特定教育・保育施設等の状況等について

市町村名：\_\_\_\_\_

1 人口数，就学前児童数等の状況

(単位：人)

区 分	実 績		推 計			
	年度	年度	*年度	年度	年度	年度
人 口 数						
出 生 数						
学齡前児童数(a+b+c+d)						
0歳(a)						
1・2歳(b)						
3歳(c)						
4歳以上(d)						
要教育・保育児童数(e+f+g+h+i+j)						
0歳(e)						
1・2歳(f)						
3歳(g)・・・1号認定						
3歳(h)・・・2号認定						
4歳以上(i)・・・1号認定						
4歳以上(j)・・・2号認定						
確保方策(k+l+m+n+o+p)						
0歳(k)						
1・2歳(l)						
3歳(m)・・・1号認定						
3歳(n)・・・2号認定						
4歳以上(o)・・・1号認定						
4歳以上(p)・・・2号認定						

利用児童数( $q+r+s$ )				
2号・3号利用児童数( $q=(t+u)$ )				
	管内分( $t$ )			
	管外分( $u$ )			
1号利用児童数( $r=(v+w)$ )				
	管内分( $v$ )			
	管外分( $w$ )			
認可外保育施設利用児童数( $s=(x+y)$ )				
	要保育児童数( $x$ )			
	その他( $y$ )			

注1) 「\*年度」は保育所開所年度とすること。

注2) 要教育・保育児童数及び確保方策の欄は、子ども・子育て支援事業計画に定めている数を記載すること。

注3) 各年度4月1日現在で記入すること。

## 2 就業構造等

数量的、地域的な現状及び動向を記入すること。

3 特定教育・保育施設等の状況（過去5年間の変化）

（単位：カ所，人，％）

区分		年度					*
施設・事業所数							
利用定員(a)							
うち2号(b)							
うち3号(c)							
増 減 数	創 設	施設数					
		利用定員					
	定員増	施設数					
		利用定員					
	定員減	施設数					
		利用定員					
	廃 止	施設数					
		利用定員					
	計	施設数					
		利用定員					
利用児童数(d)							
うち2号(e)							
うち3号(f)							
定員充足率(d/a)							
うち2号(e/b)							
うち3号(f/c)							
待機児童数							

注1) 「\*年度」は、保育所開所年度とすること。

注2) 2号若しくは3号定員を設定している施設・事業所について記載すること。

注3) 各年度4月1日現在で記載すること。なお、増減数については、4月1日の増減については前年度に含めること。

(別紙9)

規模構造変更調書

1 建物

(単位：㎡)

内訳 室名	既存面積		減少面積		増加面積		合計（届出面積）	
	室数	面積	室数	面積	室数	面積	室数	面積
合計								
備考								

2 土地

(単位：㎡)

	既存面積	減少面積	増加面積	合計（届出面積）
建築面積				
屋外遊戯場				
駐車場				
その他				
合計				

3 工事完了予定日

年 月 日

4 工事に要した金額

円（当該工事に係る予算書を添付すること。）

(別紙10)

最低基準調書(規模構造変更届用)

1 定員(認可定員) 人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

※利用定員が認可定員と異なる場合には、以下に記載すること。

利用定員 人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

2 建物の構造

(1) 建物

構造		耐火構造	
階数		整備資金	

※自己所有以外の場合には、以下に記載すること。

契約形態		相手方	
期間		賃料	

(2) 設備

室名	適合状況	室数	延床面積	最低基準面積等	
乳児室	/		m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>	
ほふく室			m <sup>2</sup>		
小計		(適・否)			m <sup>2</sup>
保育室	/		m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合(適・否) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合(適・否)	
内訳		2歳児室			m <sup>2</sup>
		3歳児室			m <sup>2</sup>
		4歳児室			m <sup>2</sup>
		5歳児室			m <sup>2</sup>
遊戯室			m <sup>2</sup>		
小計	(適・否)		m <sup>2</sup>	1.98 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup>	
調理室			m <sup>2</sup>	調理員専用便所(有・無)	
医務室			m <sup>2</sup>		
調乳室			m <sup>2</sup>		

沐 浴 室		m <sup>2</sup>	沐浴設備（有・無）
一時保育用保育室		m <sup>2</sup>	
子育て支援室		m <sup>2</sup>	
放課後児童健全育成事業		m <sup>2</sup>	
事 務 室		m <sup>2</sup>	
児 童 用 便 所		m <sup>2</sup>	便器数（大： 小： ）
職 員 休 憩 室		m <sup>2</sup>	保育士休憩室（有・無）
		m <sup>2</sup>	調理員休憩室（有・無）
そ の 他		m <sup>2</sup>	
合 計		m <sup>2</sup>	

※乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室については，有効面積を記載すること。

### 3 土地の状況

#### (1) 面積

建 築 面 積	m <sup>2</sup>	
屋外遊戯場	m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2 歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup> (適・否)
駐 車 場	m <sup>2</sup>	保護者用駐車場 台
そ の 他	m <sup>2</sup>	
合 計	m <sup>2</sup>	

#### (2) 所有形態

用途	所在地 (市町村, 大字, 地番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者名	取得方法	取得時期
合計						

※自己所有以外の場合には，取得方法欄に，契約形態（賃貸借，地上権等）を記載し，取得時期欄に，契約期間及び賃借料を記載すること。

※（1）と（2）の合計面積は一致させること。